

広島県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和七年四月十日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
呉市音戸町大字音戸字双見四五三六の四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)